

## 延長保育利用申請書

(平日・土曜日 18:15～20:15 の保育を利用する方)

太枠内に記入

申請年月日	令和 年 月 日	利用開始日	令和 年 月 日
利用児童クラス 氏名 (兄弟姉妹で申請の 場合は複数記入)	①	クラス名	児童氏名
	②	クラス名	児童氏名
	③	クラス名	児童氏名
	④	クラス名	児童氏名
利用時間	平日	18時15分 ～ 時 分	
	土曜日	18時15分 ～ 時 分	
利用理由	就労・出産・介護・その他 ( )		
主なお迎え者	母親・父親・祖母・祖父・その他 ( )		
緊急連絡先	(母親)職場電話番号		携帯電話番号
	(父親)職場電話番号		携帯電話番号
	(その他)		
※おやつ希望	食べる ( 食 ) ・ 食べない		
夕食希望	食べる ( 食 ) ・ 食べない		
備考	(曜日、時期等によって利用の場合に記入)		

※ おやつは 18:15 頃、夕食は 19:15 頃に食べます。

※ 夕食を希望している方は、利用する日の前日（土日を除く）16:45 までにキャンセルがあれば費用はかからないこととします。

登録時間	平日	18時15分 ～ 時 分	時間 分
	土曜日	18時15分 ～ 時 分	時間 分
クラス担任名	Ⓜ	登録管理者	成田 明子 Ⓜ
登録日	令和 年 月 日	登録責任者	黒田 賢志 Ⓜ

利用終了記録	申請した延長保育の利用を終了します。		
	令和 年 月 日	保護者氏名	

## 延長保育に関する取り決め書

子ども達の健全なる成長を願い、保育園と延長保育を利用する保護者との間で、互いに約束事を守り、又、トラブルが起らないようにすることを目的に、この取り決めをする。

延長保育時間 …… 平日・土曜日 18:15～20:15

### 1. 申 請

- ① 延長保育を希望する者は、「延長保育申請書 様式13号」に記入し、実施希望年度前月20日までに申請書を提出する。年度途中の場合は、前月20日までに申請書を提出する。
- ② 利用は月単位で行い、変更のある場合は、事前に園との協議の上、原則として月単位で変更する。
- ③ 曜日によって利用する、週によって利用するなど、利用日の異なる者は、その旨を「延長保育申請書 様式13号」に記入する。

### 2. 期 間

- ① 延長保育の利用期間は、4月1日より翌年3月末までとする。年度途中から利用する者の期間は、開始日より年度末(3月末)までとする。但し、年末年始休暇期間を除く。

### 3. 登 録

- ① 延長保育を希望する者に対して、職員配置数、実施クラスなどを考慮した上で、利用の可、不可を、保護者に通知する。
- ② 延長保育の利用は、子どもの年齢によっては制限があり、必ずしも利用を認められない場合があるので、希望者は個人で判断をしないで、事前に園と協議をする。
- ③ 以下の者は、延長保育を利用できない。(登録できない)
  - ・ 満1歳以下の子どもを預けようとする者で、職場で育児時間が取得でき、延長保育を利用しないでも保育できる者。

- ・ 仕事や介護など、やむを得ない理由以外（買い物や娯楽などの私用事）で利用しようとする者。
- ・ 保育料、園からの集金、延長保育利用料を滞納している者。
- ・ 延長保育利用限度時間（20:15）のお迎えに遅れる者。
- ・ お迎えの時間が早くなる時、やむを得ない理由でお迎えの時間が遅れる時に、園に連絡のない者。
- ・ いつもと送迎する人が違う場合や投薬がある場合に、担当に連絡などをしない者。
- ・ 保護者に緊急連絡の取れない者。
- ・ 朝ご飯を食べてこない、夜寝る時間が遅い、忘れ物が多いなど、子どもの生活リズム、生活習慣が、延長保育を利用することで、著しく悪くなると思われる家庭の者。
- ・ 家庭からのお便り帳の記入がほとんどなく、「読みました」のサインだけ、又はサインもない者。
- ・ 園からのプリント類などをほとんど読んでいない者。
- ・ 保護者に出席を求める園の行事、懇談会などに非協力で、たびたび欠席する者。又、懇談などに応じようとししない者。
- ・ 地域に迷惑を掛けるような行為をする者。
- ・ その他、園との約束事などを守れない者。

④ 登録枠を越えて利用申請がある場合、又は期間を定めて利用申請する場合は、空きがでた時点で順次登録する。

#### 4. おやつ、夕食の利用について時間などの変更

- ① 延長保育を利用する園児に対して、18:15を目安におやつを提供する。
- ② 延長保育を利用する園児に対して、19:15を目安に夕食を提供する。
- ③ 保護者のお迎え時間が、おやつ、夕食の提供時間帯になる者は、協議の上、有無を決める。

#### 5. 利用料

- ① 利用時間、曜日などを変更する場合は、事前に園に協議の上、前月 20 日までに「変更届様式 10 号」を提出することにより、月単位で変更することができる。
- ② 延長保育の利用は、子どもの年齢によって制限があり、必ずしも変更を認められない場合があるので、個人で判断をしないで、事前に園と協議をする。

- ③ 延長保育利用料、おやつ・夕食代は別紙に定める。夕食代は、利用する日の前日（土日を除く）16:45 までにキャンセルがある場合は徴収しない。
- ④ 利用料は決められた日に釣銭のないようにして納める。
- ⑤ 一月に一度も利用しない場合は、利用料は徴収しない。

## 6. 懇 談

- ① 園は、保護者から提出された、「延長保育申請書 様式 13 号」の内容について検討し、子どもにとって無理、又はふさわしくない生活を送ろうとする者については保護者との懇談を持ち、お互いの考えを十分理解しあった後、両者で子どもにとってふさわしい環境作りに努める。
- ② 登録後に 3. の③に該当する者、その他、著しく子どもの生活が粗悪になっている家庭においては、保育園と両親との懇談を行い、各々の考え方を話し合う。

## 7. 登録の取り消し

- ① 2ヶ月間の間利用が1日もない場合は、自然に利用登録は消滅する。
- ② 6.①、②で、懇談後も引き続き改善がなく同じ行為などを繰り返す者、又は懇談に応じようとしない者については、月末をもって登録を取り消すことができる。

以上のように、保育園と延長保育の利用を希望する保護者との間で取り決めをしました。

令和 年 月 日

延長保育設置代表者 中野区大和町 4 丁目 12 番 10 号  
七海保育園々長 黒田 賢志 印

延長保育利用者 住所  
氏名 印

## 延長保育利用料表

月契約利用料（1月単位での契約）

降園時間	利用延長時間	利用月額料金		
		つぼみ・めばえ・あゆみ (3歳未満児)	ふたば (3歳児)	わかば・年長 (4歳以上児)
18:45まで	30分	2,320円	1,920円	1,280円
19:15まで	1時間	4,640円	3,840円	2,560円
19:45まで	1時間30分	6,960円	5,760円	3,840円
20:15まで	2時間	9,280円	7,680円	5,120円

登録時間超過分（登録時間に遅れる場合）

登録時間超過分	利用月額料金		
	つぼみ・めばえ・あゆみ (3歳未満児)	ふたば (3歳児)	わかば・年長 (4歳以上児)
1分～30分まで	290円	240円	160円
31分～1時間まで	580円	480円	320円
1時間1分～1時間30分まで	870円	720円	480円
1時間31分～2時間まで	1,160円	960円	640円

おやつ代・夕食代（1食単位）

延長保育おやつ代(18:15以降保育の方)	延長保育夕食代(19:15以降保育の方)
70円/食	350円/食